

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和4年第4回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和4年12月19日（月） 開会：午前10時 5分 閉会：午後 0時52分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第76号 字の区域の変更について

議案第80号 下妻地方広域事務組合理約の変更について

議案第82号 筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第83号 筑西市行政組織条例の一部改正について

議案第84号 筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第85号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託）

議案第86号 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第87号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第88号 筑西市手数料条例の一部改正について

議案第89号 筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について

議案第92号 令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち所管の補正予算

請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願

4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	田中 隆徳君		
委員	石嶋 巖君	委員	小倉ひと美君	委員	増淵 慎治君
委員	堀江 健一君	委員	榎戸甲子夫君		

5 欠席委員

尾木 恵子君

6 議会事務局職員出席者

書 記 鈴木久美子君

委員長 藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、尾木委員の1名であります。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をしてまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、字の区域の変更議案1案、一部事務組協議案1案、条例議案8案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それではまず、請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願」について審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。また、この請願は意見書の提出を求めているので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いします。

○請願提出者 よろしく申し上げます。それでは、説明させていただきます。

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度は、1,000万人を超える免税事業者にとって死活問題です。インボイス制度は、日本で仕事に携わっている全ての事業者が影響を受けることになります。食品宅配を請け負う人や保険の外交員、シルバー人材センターで働く高齢者など、年収100万円未満の人たちも含めて、1,000万人以上の人々がインボイス制度の下では消費税を払うことになります。

消費税法第9条では、1,000万円未満の事業者は、免税業者としての義務はありませんが、インボイス制度は免税業者自らその権利を放棄することになります。税務署の担当者は、免税業者になるか課税業者になるかは個人の判断だからと回答していますが、法律で決められている免税制度を自ら放棄するようにしむける国税庁の手法は許されるものではありません。また、新規開業者や親から子への事業継承の場合、基準期間が設けられていて、2年間は納税が猶予される制度はありますが、この制度もなし崩しにされてしまい、消費税法の大改悪です。

国税庁の試算では、確定申告を行う免税業者、農林水産業を除くと372万社あるそうですが、そのうちの161万社が課税業者になると想定して、そこから上がる税収は2,480億円としています。新たな課税業者となる161万人を含めた1,000万人の負担は幾らになるか想像もつきません。

インボイス制度は、取引の際、税務署長の発行する13桁の登録番号を請求書に記載しないと仕入れ控除が認められませんが、インボイスを発行できるのは消費税の課税業者だけで、年間販売額1,000万円未満の消費税課税業者はインボイス登録の発行はできません。

販売額1,000万円未満の免税業者が課税業者からインボイスの発行を求められた場合、免税業者の取れる道は3つです。1つは、消費税課税業者になって消費税を払うか、もう1つは免税業者のまま取引を行うか、または採算が取れない場合、廃業するかを選ぶことになります。

事業を続けた場合、相手の求めに応じてインボイス伝票を発行すると、消費税課税業者として消費税を納付することになり、免税業者となった場合、販売額から消費税分の値引きを求められることになります。インボイス発行事業者なら1,100円で売れる品物も、インボイスが発行できない場合、1,000円の販売になり、消費税分100円を受け取ることができませんから、同じ商品でも2つの価格が生まれてしまいます。

この制度で大きな影響を受けるのは、道の駅や直売所、そしてそこに並ぶ農産物、そして産地直送式です。直売所などへの出荷者は、少量多品目の生産者が多く、免税業者が多数を占めています。道の駅や直売所では、インボイス発行者と発行できない出荷者の価格差が出て、インボイスを発行できない事業者は、同じ品物を出荷しても消費税分を差し引かれた金額になってしまいます。出荷者は、採算が取れなくなれば、出荷を諦めることになります。出荷者が減れば、道の駅なり直売所の経営自体が危うくなることは目に見えています。インボイス制度が商売を休止に追い込む典型的な事案です。

農協出荷者や市場への出荷者は特例があり、インボイスの発行が免除されていますが、JAの直売所や産地直送式、契約栽培などは特例がありません。農協や市場がインボイス発行免除の特例を受けるのには条件があって、完全な委託販売、販売額はプール計算の場合だけです。

北つくば農協へ出荷するJA米は、この条件に合致しないために特例扱いができず、インボイスの発行を求められます。県南地方の農協は、米の出荷者の半数近くが農協特例に該当しないことが分かり、対応に苦慮しています。JA米を出荷すれば、米代金が数十万円の農家もインボイスの発行を求められ、消費税を払うことになります。

今見直しが進められているシルバー人材センターで働く高齢者や食品の宅配を請け負う人も大きな影響を受けます。シルバー人材センターで働く高齢者は、年収40万円強ですが、今の制度のまま計算すると、年間50万円の収入があったと仮定して、消費税額が1万3,600円払うことになります。所得税も出ない稼ぎなのに、消費税をなぜ納めるのだという疑問が湧いてくるのは当然で、インボイス制度反対の声が広がっています。

消費税は、所得が赤字の場合でも納税義務が生じてくる不公平な税制です。税負担の公平性は、持てる者は多く負担し、ない者は少なく負担する応能負担が大原則です。日本の税制、社会制度は、全て応能負担が原則ですが、消費税だけが例外です。

地方自治体も大きな影響を受けます。水道料や公共事業など、契約相手からインボイス伝票を求められる場合は、インボイスの13桁番号を取得して、相手に交付して、市が納税義務者となって消費税を納付することになります。地方自治体も消費税課税業者として消費税を払うことになり、特例措置はありません。筑西市の財政規模は、年間550億円を超えています。その全てではありませんけれども、消費税の対象となる部分については、納税義務が発生することになります。

市で発注する工事費などの金額に応じて、収入から経費を引いて、残った金額の10%の消費税を納付するインボイス制度は、市民の命と暮らしに回せるお金を削ることになってしまいます。インボイスの発行事務は、地方自治体の業務も増やし、市民生活に多大な負担になってしまいます。

インボイス制度の登録は、今全体で三十数%、農業だけで見ると10%にも満たない申請件数です。インボイス制度まで1年を切った中で、制度への理解は進まず、フリーランスやシルバー人材センターなどへの制度見直しを検討しなければならない状況下で、このままスタートすれば大混乱が起こることは必至です。税法に限らず、新しい制度に移行するには、対象になる事業者への丁寧な説明が必要ですし、事業者

の理解がなければ成功しません。

このような事案は、インボイス制度が始まったときから多くの人が危惧してきたことで、インボイス制度の反対の声が日本の隅々まで広がっているのです。今インボイス制度に反対している団体組織は、全国に広がっています。例えば日本税理士会、東京税理士会、全国青色申告会総連合、日本商工会議所、日本の名立たる大きい組織がインボイス制度にこぞって反対しているわけです。

インボイス制度が行われてきたヨーロッパ諸国では、インボイス伝票を発行できない事業者は取引から除外されて、全て廃業に追い込まれています。インボイス制度は、1,000万人を超える免税業者を廃業に追い込みかねない最悪の税制です。

11月16日、筑西市と私たちの懇談で、市の担当者は、筑西市の滞納者は市税で6,000件を超えていると回答しています。インボイス制度の実施で景気が冷え込めば、滞納者はさらに増えて、市の財政悪化にもつながりかねません。インボイス制度で利益を受ける人は誰もいないわけです。市民も筑西市も負担だけが増えてしまいます。

日本もヨーロッパのように、中小零細企業者や職人、農家などが淘汰されないよう、反対の声を大きく広げて、筑西市議会で請願を採択して国会に意見書を届けてほしいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（藤澤和成君） ただいまの説明に対して質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） ありがとうございます。

説明者の方はご退席を願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（藤澤和成君） それでは、請願第4号について協議を願います。

ご意見等ございますか。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 先ほど執行部のほうからも説明受けたので、この問題はまだ先のことなので、継続ということをお願いしたいと思うのですけれども。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 私も継続でお願いしたいと思います。私も小売業をやって、私は課税業者ですけれども、税の公正さということを考えると、この制度も分かるし、今の説明の中では、もうちょっと私らも勉強したいと思うので、継続でお願いしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私の考えは、税金というのは、営業する方、職業を持つ方、法の下に誰もが払うことになっているのです。消費税が日本に導入された3%、そのときも確かに異論や、いろいろな物議が醸し出されましたよね。特例措置を取ったわけです。3%、5%、8%、1割になって、1,000万円以下の選択の自由ということになっていまして、今回のインボイスはその影で、その差額を、不当と言ったら失礼ですが、その影によって利益を上げている方がいるわけです。ですから、今度はこの制度によって、きちんとした、徹底的という言葉は失礼かもしれませんが、きちんとした帳簿を提出して、零細であれ、弱小企業であれ、中小企業であれ、きちんとした経理の下に国が管轄して、公平に、公正に税を徴収しよ

うという。

いわゆる日本は、今危機が迫っていると言われるくらい国が貧しくなりつつあるわけだ。決して裕福であるわけではないわけで。ですから、そういう影に隠れていた税を徴収しようというのが、私は国の今のインボイス制度だと思うのです。

ですから、皆さんまだまだ議論が足りないようですから、継続審議には私も同調しますが、私はこのインボイス制度は大賛成です。

以上。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今ありましたけれども、説明聞いて分かったのですが、やはり先ほど消費税が導入されてということですから、この筑西市の消費税が、税率が3、5、8、10と上がるごとに商店街個人事業主が減っているのです。半分ぐらいに減っている。さらに、先ほどの説明にありましたけれども、さらに個人事業主を廃業に追い込む制度だというのがよく分かりました。

それと、税金の公平性というふうに議論がありましたが、やはりこの消費税は間接税なのです。ですから、間接税なので、直接税金を納める痛税感というのがなかなか薄くなるという制度でもあります。ですから、やはり直接税中心の税制に、これは国のことですから、やはり直接税で税金を納めるということが納税の理解も深まるのかなというふうに思います。

それとあと、先ほどありましたように、所得税が赤字で納められなくても、この消費税は納めなければならない納税義務があるということで、さらに事業者に対する苛酷な税制になっているということが明らかになったというふうに思います。

ですから、ぜひここで意見書の採決のほうを、ぜひ衆議院や国に出す必要があるというふうに私は強く思います。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 私は、ここで早急にこの請願に対してイエス、ノーということではなくて、やはり肝腎なのは、もう少し時間をかけて、このインボイスに対する対象者の声をもう少し拾って、もう少し審議するべきなのではないかなと。

よって、継続審査ということで進めていただければ幸いです。

○委員長（藤澤和成君） 本件は閉会中もさらなる慎重審査が必要と思われます。

ついては、本件を継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） よって、本件は継続審査と決しました。

以上で請願第4号の審査を終了します。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

初めに、市長公室です。議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市長公室所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第92号は、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

それでは、広報広聴課から説明を願います。

篠崎広報広聴課長。

○広報広聴課長（篠崎英俊君） 広報広聴課、篠崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、広報広聴課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加、1行目、広報筑西印刷でございます。期間は令和5年度、限度額1,872万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、来年度に発行する広報筑西「ピープル」1日号と15日号を合わせ、24回分の印刷業務につきまして、令和4年度中に契約、発注等を行う必要があるため、計上するものでございます。

次に、2行目でございます。広報紙等配送委託、期間は令和5年度、限度額604万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、広報紙などを各自治会長宅へ配送する業務を委託するものでございます。

以上、2件につきまして、令和5年度当初より実施する必要がある業務であることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で市長公室の審査を終了します。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

次に、総務部所管の審査に入ります。

議案第82号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

総務課から説明を願います。

廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） 総務課でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第82号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラ作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例改正するものでございます。

改正内容についてでございますが、第4条の改正は、選挙運動用自動車の借入れの限度額を1日1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車燃料代の限度額を1日7,560円から7,700円に引き上げるものでございます。

次に、第7条の改正は、選挙運動用ポスター作成の1枚当たりの限度額を525円から541円に引き上げるものでございます。

次に、第9条の改正は、選挙運動用ビラ作成の1枚当たり限度額を7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

次に、第10条の改正は、候補者1人に係る公費負担の限度額を引き上げるものでございます。引上げの額につきましては、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しが行われており、最近における物価の変動及び令和元年10月に消費税8%から10%へ引き上げられたことに対応して、決定されたものでございます。

最後に、附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第82号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決をいたします。

議案第82号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち総務部所管の補正予算について審査を願います。

総務課から説明を願います。

廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち総務部総務課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号3、「筑西市議会議員選挙ポスター掲示板購入」、期間、令和5年度、824万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額を限度額とするものでございます。

続きまして、番号4、「筑西市議会議員選挙ポスター掲示場設営及び撤去委託」、期間、令和5年度、839万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額を限度額とするものでございます。

続きまして、番号5、「筑西市議会議員選挙入場券等作成委託」、期間、令和5年度、161万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額を限度額とするものでございます。

これらは、令和5年4月23日執行の筑西市議会議員選挙に要する経費でございます。いずれの経費も新年度になってからの契約では選挙に間に合わないことから、今年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第83号「筑西市行政組織条例の一部改正について」、審査を願います。

人事課から説明を願います。

久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 人事課の久保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第83号「筑西市行政組織条例の一部改正について」ご説明いたします。今回の改正は、道の駅の拡張整備を推進するため、令和5年1月1日付で組織改編を行いたく、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、道の駅の駐車場及び遊具施設の整備を推進するため、土木部の事務分掌に「道の駅の拡張整備に関すること」を追加するものでございます。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年1月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第83号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決をいたします。

議案第83号「筑西市行政組織条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第84号「筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

人事課から説明を願います。

久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第84号「筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、筑西市特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、議長、副議長及び議員の報酬月額を別表第1のとおり、議長48万9,000円、副議長43万3,000円、議員41万円に改正するものでございます。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 確かにこれは分かるのですが、今コロナ禍で、商売の人も本当に大変だということとで、タイミングがよくないというのは一言申し添えておきます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第84号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決をいたします。

議案第84号「筑西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第85号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の総務企画委員会所管分について、審査を願います。

人事課から説明を願います。

久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第85号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の総務部人事課所管分についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、非常勤特別職の報酬額を規定しております、別表第2の産業医の報酬の額を年額50万円から月額5万円、年額に換算しますと60万円に改めるものでございます。

産業医の報酬につきましては、前回平成30年度に改正されて以来、過労死防止対策に伴う長時間労働勤務職員に対する面接指導対応や新型コロナウイルス感染症対策への指導など、その業務量が増加していることから、増額をするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例改正の施行期日について、令和5年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第85号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決をいたします。

議案第85号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第86号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

ます。

人事課から説明を願います。

久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第86号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、筑西市特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、市長の給料月額について、減額措置を廃止し、条例本則で定める額とするものでございます。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ただいま減額措置があったということなのですが、どのぐらいの期間減額措置を行ったか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 合併当初からだったと記憶していますけれども、それからずっと減額措置を。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○人事課長（久保田敏行君） （続）平成17年12月から5%が始まりまして、平成19年4月から15%、平成21年5月から25%、平成27年7月から15%、今回の5%減額だったのが、平成30年4月から5%減額でした。今5%減額です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 県内で、この筑西市特別職というか、市長及び副市長のランキングがあると思うのですが、何位ぐらいであるか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 現在人口規模では8位なのですが、市長が現在7番目、副市長が現在5番目、教育長が現在やっぱり5番目です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員、よろしいですか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第86号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決をいたします。

議案第86号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第87号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、審査を願います。

人事課から説明を願います。

久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第87号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」 ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和4年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、11月18日に公布されたことに伴い、本市におきましても、一般職及び特別職の給与等について改定するため、5つの条例改正をお願いするものでございます。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。主な改正点といたしましては2点ございます。まず、1点目は、民間給与との格差を是正するため、行政職給料表を改正し、若年層職員の給与月額を平均0.3%引き上げるものでございます。これに伴い、初任給につきましては、高卒、短大卒は4,000円、大卒は3,000円の引上げとなります。

2点目は、賞与の支給率を一般職及び任期付職員については100分の10、再任用職員及び特別職については100分の5引き上げるものでございます。

それでは、条文に従いまして詳細をご説明いたします。1ページを御覧ください。筑西市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第1条は、一般職に係る本年12月の勤勉手当の支給率を100分の10引き上げるための改正でございます。

次に、2ページをお開き願います。こちらは、別表第2、行政職給料表の改正でございます。主に30代半ばまでの職員が在職する号給について、200円から4,000円の範囲で引き上げるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2条は、来年度以降の勤勉手当の支給率を同じく100分の10引き上げるものでございます。

続きまして、筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第3条は、市長及び副市長に係る本年12月の期末手当の支給率を100分の5引き上げるものでございます。

第4条は、来年度以降の期末手当の支給率を同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

続きまして、筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。第5条は、教育長に係る本年12月の期末手当の支給率を市長及び副市長と同じく100分の5引き上げるものでございます。

第6条は、来年度以降の期末手当の支給率を同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第7条は、特定任期付職員及び一般任期付職員の給料表の一部を改正し、1,000円から4,000円の範囲で引き上げるものでございます。また、特定任期付職員に係る期末手当の支給率を100分の5引き上げるものでございます。

6ページをお開き願います。第8条は、特定任期付職員に係る来年度以降の期末手当の支給率を同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

続いて、筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第9条は、会計年度任用職員の給料表の一部を改正し、200円から4,000円程度の範囲で引き上げるものでございます。

9ページをお開き願います。最後に、附則でございます。第1項は、本条例の施行期日について規定しております。第2項は、改正後の給与条例等の適用日を規定しております。第3項は、改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いとする旨を規定しております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 上げるということで、大変いいことだと思います。

質問なのですが、特定幹部職員はどういう方を指すのか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 特定幹部職員でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○人事課長（久保田敏行君） 部長級です。

任期付ですか。任期付ではなくて、特定幹部でよろしいですね。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第87号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

それでは、採決に移ります。

議案第87号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち総務部所管の補正予算について、審査を願います。

人事課から説明を願います。

久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち総務部人事課所管の補正予算について説明いたします。

26ページ、27ページをお開き願います。総務部人事課所管の補正予算につきましては、款1項1目1議会費、説明欄、議会費職員給与関係経費から36ページ、37ページ、こちらの款10項1目2教育費、説明欄、教育費職員給与関係経費までの職員給与関係経費について補正をお願いするものでございます。

令和4年度当初予算における職員給与関係経費につきましては、令和4年4月1日時点の現員、現給を基に編成しておりますので、今回の補正により、令和4年4月1日付定期人事異動等による影響額を調整させていただくものでございます。また、今回の補正予算には、令和4年人事院勧告に伴う給与改定の影響額も見込んでおります。給与費明細書にて一括して説明させていただきます。

38ページ、39ページをお開き願います。1、特別職でございます。下段の比較欄、合計を御覧願います。

長等で47万5,000円、議員で301万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。要因といたしましては、令和4年6月に支給した期末手当において、特例措置として調整額を減じたことによるものです。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。2、一般職でございます。(1)、総括、一番上の表の3段目、比較欄の合計にありますとおり、2億814万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。(2)、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。まず、ア、会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正規職員でございますが、給料につきましては、給料改定に伴うものとして783万9,000円の増額、職員の退職、異動等に伴う影響額として1億1,330万1,000円の減額、差し引きまして1億546万2,000円の減額でございます。

次に、職員手当ですが、制度改正に伴うものとして5,120万2,000円の増額、職員の退職、異動等に伴う影響額として8,946万5,000円の減額、差し引きまして3,826万3,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で総務部の審査を終了します。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第80号「下妻地方広域事務組合規約の変更について」、審査を願います。

企画課から説明を願います。

板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） 企画課、板橋です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第80号「下妻地方広域事務組合規約の変更について」ご説明いたします。下妻地方広域事務組合規約を別紙のとおり変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。今回の規約変更は、組合の事務所の位置を変更するためのものでございます。

次に、2ページを御覧ください。改正の条文なのですが、第4条中、「本城町2丁目22番地、下妻市役所内」を「中居指1100番地」に改める。

附則としまして、この規約は令和5年5月1日から施行するというものでございます。

変更の理由としましては、現在下妻地方広域事務組合の事務所は、下妻市本城町2丁目22番地、下妻市役所内にありますが、下妻市の新庁舎建設に伴い、現在の庁舎の使用が令和5年4月30日までとなります。このことから、下妻地方広域事務組合の所有地である、下妻市中居指1100番地に所在するごみ処理施設のクリーンポート・きぬ内に事務所の位置を変更するというものでございます。

説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第80号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決をいたします。

議案第80号「下妻地方広域事務組合規約の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち企画部所管の補正予算について、審査を願います。

企画課から説明を願います。

板橋企画課長。

○企画課長（板橋 勝君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち企画課所管の補正予算についてご説明いたします。

22ページ、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項3委託金、目2総務費委託金、節4統計調査費委託金、説明欄20、就業構造基本調査費委託金に2万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、委託金の交付決定に伴う増額でございます。

同じく説明欄22、住宅土地統計調査区単位区設定事業費委託金に6万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、委託金の交付決定に伴う増額でございます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳入でございます。款2総務費、項5統計調査費、目2国基幹統計調査費、説明欄、就業構造基本調査に2万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、統計調査費の調査表について、郵送による提出が可能となり、郵便料の不足が見込まれることから、節11役務費の増額をするものでございます。

同じく説明欄、住宅土地統計調査区単位区設定事業に6万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、統計調査区の単位区が当初見込みより増加したことから、節1報酬5万9,000円、節11需用費7,000円を増額するものでございます。

企画課所管の説明は以上です。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第76号「字の区域の変更について」を審査を願います。

企業誘致推進課から説明を願います。

市村企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 企業誘致推進課長の市村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第76号「字の区域の変更について」ご説明申し上げます。地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の区域内の字の区域変更をお願いするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページになります。変更調書を御覧いただきたいと思います。猫島字晴明橋に変更する区域でございます。今回、字の区域変更をお願いします田宿・猫島地区につきまして

は、広域財団法人茨城県開発公社が令和4年3月に開発許可を取得して、つくば明野北部工業団地田宿地区拡張の土地造成事業を行っている区域でございます。田宿字上原につきましては、736の1、736の4の2筆、猫島字米御膳西原につきましては736の2の1筆、合計3筆でございます。

次のページ、参考資料には、字の区域の名称変更理由書、次のページに行っていただきまして、開発区域の位置図、次のページ、3色に分かれておりますけれども、現況図、最後のページになりまして、変更後の図面を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらが清明橋という名称に決まった経緯を教えていただきたいのですけれども、お願いします。

○委員長（藤澤和成君） 市村企業誘致推進課長、答弁願います。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 小倉委員の質問にお答えいたします。

大字単位では猫島地区というのが全体の8割を占めております。その中で、猫島の2筆、清明橋、米御膳西原でございますけれども、一番多い面積に合わせたという形にしております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第76号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより議案第76号の採決をいたします。

議案第76号「字の区域の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち企画部所管の補正予算について、審査を願います。

企業誘致推進課から説明を願います。

市村企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 続きまして、議案第92号のうち企業誘致推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

資料の24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節2雑入、説明欄45、つくば明野工業団地工業用水協力金52万円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、

目9企業立地促進費、説明欄、企業立地促進事業に1,215万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、筑西市企業立地促進条例に基づく奨励金交付の適用を受ける事業者に対しまして、等価固定資産に関わる固定資産税相当額を、節7報償費として交付するものでございます。当初予算におきましては、昨年度から継続して交付対象とする3社への奨励金を計上しておりましたが、本年度新たに2社が奨励金の交付対象と認められましたことから、増額するものでございます。

同じく説明欄、工業団地維持管理費事業に52万円の増額をお願いするものでございます。これは、つくば明野工業団地浄水場に係わる電気料について、企業の工業用水使用料が想定より多いことにより、浄水場の機器運転を伴う電気使用料の増加により、予算が不足することが認められますことから、節10需用費を増額するものでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 企業立地の促進事業の新たに2社ということですが、どこの工業団地に、どういった企業なのかご説明をお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 市村企業誘致推進課長、答弁願います。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 小倉委員の質問にお答えいたします。

新たに2社ですけれども、下館第2工業団地の北側に、住宅向け木材の卸売業で兵庫木材株式会社という会社、もう1社につきましては、同じく下館第2工業団地北側に三井不動産ワールドファーム株式会社、食品製造業を行っている会社でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終了します。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

ここで休憩いたします。開会は、11時5分といたします。

〔企画部退室。財務部入室〕

休 憩 午前11時 1分

再 開 午前11時 5分

○委員長（藤澤和成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、財務部所管の審査に入ります。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、財務部所管の補正予算について、審査を願います。

財政課から説明を願います。

岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 財政課、岩岡と申します。着座にて説明させていただきます。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の22ページ、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために6,759万9,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目17諸費、ページを返していただきまして、28ページ、29ページの一番上になります。説明欄、償還金84万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、過年度分の国庫支出金及び県支出金につきまして、超過交付された額を返還するためのものでございます。

内訳といたしましては、国庫支出金の返還が、子ども・子育て支援交付金47万1,000円、生活困窮者自立支援事業費補助金2万円、生活扶助費等国庫負担金4万9,478円の3件でございまして、総額54万478円でございます。

次に、県支出金の返還につきましては、農地集積協力金交付事業補助金29万1,500円、生活保護費負担金1万6,492円の2件で、総額30万7,992円でございます。

また、予算書の真ん中のほうを御覧いただきますと、補正予算の財源内訳のとおり、財源として農業者から農地集積協力金等交付事業補助金29万1,000円の返還金を見込んでいるところでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 23ページの財政調整基金の繰入金なのですが、これはマイナスで収支調整したということなのですが、別の財政が入ってきたと思うのですが、どこから入ってきたのか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） お答えいたします。

別の……別……

○委員（石嶋 巖君） 収支調整したわけですから、これはマイナス立ててありますよね、基金繰入金が。ですから、どこからか予算が回ってきて、これをマイナスにしたというふうに思うのですが、それで収支調整したと思うのですが、どこからその予算が入ってきたかということを……

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、主に人件費が減額になりました。減額になりまして、歳出のほうが歳入よりも下回ったために、その分の差額を今回財政調整基金繰入金の減額という形で調整させていただいております。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、管財課から説明を願います。

坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 管財課の坂谷です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、管財課所管の補正予算についてご

説明いたします。

10ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号6、「本庁舎電話交換・庁舎案内委託」、期間、令和5年度、限度額1,590万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、本庁の電話交換及び1階東西の案内業務を委託するものでございます。

番号7、「コミュニティプラザ施設運営委託」、期間、令和5年度、限度額1,000万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、スピカビル6階コミュニティプラザ、地下1階多目的スペース及び会議室の貸出業務を委託するものでございます。

番号8、本庁、「出先機関ごみ収集運搬委託」、期間、令和5年度、限度額797万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、市の55公共施設から排出されます、一般廃棄物の収集業務を委託するものでございます。

番号9、「公用車運行委託」、期間、令和5年度から6年度、限度額1,888万6,000円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、市有バス3台の運転業務を委託するものでございます。

番号10、「屋外照明等LED化委託」、期間、令和5年度から令和15年度、限度額、3億6,000万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、防犯灯、公園灯、スポーツ照明灯などの屋外照明のLED化を委託するものでございます。

以上5件につきまして、令和5年度当初より業務を実施する必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

では初めに、小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） まず、コミュニティプラザ施設運営委託で、委託先と業務内容、あとこの金額の積算方法をお願いします。

10番の屋外照明等LED化委託、こちらは10年間の委託になっていて、かなり期間が長いのですが、その理由と、こういった計画になっているのかをお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

コミュニティプラザ施設運営委託につきましてご説明いたします。運営会社はスピカアセットメントマネジメント株式会社でございます。

1,000万円の積算根拠につきましてご説明いたします。コミュニティプラザ及び地下1階の多目的スペースにつきましては、年間330日ほど貸し出す施設でございまして、それに伴う必要な人件費等を積み上げて見積りしたものでございます。

受付業務、金額について内訳を申し上げます。受付業務343万7,280円、貸出業務189万504円、施設管理業務33万4,800円、設備施設等操作業務349万8,102円、監視業務73万6,560円、その他10万6,560円、値引きが3,806円ございまして、合計で1,000万円という形で計上されております。

LED化についてご説明したいと思います。LED化につきましては、10年間というふうなことでございますが、これにつきましては10年間のリース契約ということを考えておりますので、10年間という形で考えております。

スケジュールも聞かれましたでしょうか。スケジュール……

（「はい」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）スケジュールについて、計画についてご説明いたしたいと思います。

債務負担行為の議決をいただきました後、1月にプロポーザル入札ということで公募をかけて、3月に優先交渉権者というふうな業者を決めたいと思います。そこから詳細協議を経て、早いうちから、4月頃から調査等に入っていく、なるべく早い期間、半年ぐらいのペースで設置業務を完成いたしまして、そこから10年間リース契約をしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） まず、7番のほうで、この積算方法の詳しい資料が頂きたいということと、あとの同規模施設、類似施設なんかと比較して、この委託料は妥当な金額なのかどうかという比較はしたのかということをお願いします。

10番のほうですが、これはリース契約ということですが、プロポーザルで業者を決定したいということですが、プロポーザルで行う意味、必要性をお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 説明いたしたいと思います。

コミュニティプラザの委託料の内訳の資料につきましては、決算特別委員会のときの補足資料の内容と同じものになってしまうのですが、よろしいでしょうか。

類似施設の比較につきましてご説明したいと思います。私どもの前の担当のほう調べたところによりますと、同程度の施設につきまして、スピカアセットメントマネジメントのほうではなくて、ほかの業者に頼んだ場合、その方が専門でやるような形になると思いますので、余計に人件費というのかかさんでしまうという形で受けておりまして、1,100万円という形でこちらは計上しておりますが、もっと、1,500万円とか、もうちょっと、人件費だけ見るとかかってしまうという形になりますので、そういう形の報告というか、受けております。

屋外照明等LED化委託のプロポーザルにつきましてご説明したいと思います。LED化につきましては、先ほど申し上げたように、今電気代がかなりかかっている状態で、LED化することによって電気代の削減。あとは、CO₂の削減とかという、かなり市にとってメリットのことがございます。

LED化をプロポーザルにより行うことにより、なるべく早く調査をして設置をしていただくということのもの、あとはその項目といたしまして、地元業者の活用ということも配点というか、加点にして思っております。

あとは、先ほど言ったLEDの材質とか、先ほど言った削減効果とか等々、トータル的に勘案してプロポーザルを行う意味があると思っております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） まず、7番ですが、コミュニティプラザとか地下の施設の面積だったり、その管理なんかに関して、同規模施設、同じくらいの面積とか、同じような活用をしているような施設の維持管理費というのが、ほかの市とかにあるかと思うのですけれども、そういったものの料金の比較はして

いるのか。

また、受付だけで年間343万円、単純計算、1日1万円ほど受付業務がかかりますが、貸出しとかの受付をするだけで、そんなにかかるのかなということと、また操作で349万円、こういったものでこんなにかかるのかなという印象を持ちました。その内容の説明をお願いします。

10番ですが、これによって電気代などが削減できるということですが、どのくらいの削減を見込んでいるのかということと、この委託料の積算方法、どのような積算方法でこの金額を出したのかをお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁したいと思います。

先ほどご質問ありました、ほかの自治体との箱物に対しての比較ということでございますが、申し訳ございません。そこは、まだ私のほうに入っておりませんので、行っていない状況でございます。

それとあと、受付業務、貸出業務、設備装置等操作業務につきましてご説明したいと思います。受付業務、これはスピカアセットメントマネジメントから上げられた資料でございまして、それについて内訳が書いてあるものでございまして、これについては頂いた資料で、この金額が適正かどうかとか、それについても、金額についてトータルのなもので言いますと、令和2年度から1,100万円という金額は変わっていない状況でございまして、先ほど申し上げたように、生活給ということで給与というものは出ていると思います。人件費というものは出ていると思いますので、ここから積算された金額でございまして、この受付業務は本当に340万円、1日1万円かかるのか、貸出業務でそれほどかかるのかということがあると思いますが、それについてもスピカアセットメントマネジメントの職員が、ほかの業務をしながら貸出業務を行っているとか、点検業務をしながらということがありますので、逆にそれについては、先ほど言いましたように、民間がそれだけやるということと、逆に人件費がかさむという報告を受けております。ただ、いずれにしてもこの積算の基礎というか、その金額についてはまた聞きたいと思っております。

LEDの削減効果についてご説明したいと思います。LEDの調査につきましては、民間企業のほうから、筑西市を対象に、筑西市の施設及び今回挙げられている施設につきまして、無料調査をしていただく提案がございまして、それをお願いしたところからデータをいただきました。

今回のLED化、屋外照明につきましては、およそ53.6%、金額にして1,240万円年間電気代の削減効果がございます。ただし、この金額というのは、4月に我々のほうが屋外照明の伝票とかをお渡しした額で計算してございますので、7月とか8月とか、今はもう電気代がどんどん、どんどん上がっている状態ですので、4月現在53.6%、1,240万円の削減効果ですが、もっと恐らくは、2,000万円近くぐらいの削減効果があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） いいですね。3回ですけれども。

（「金額の積算方法を伺っていないのですけれども。10

番の委託料の積算方法」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）すみません。申し上げます。

先ほど申し上げたように、今回筑西市に無料の調査というような業務が入っておりまして、LED化に伴う金額とか調査の方法とか、いろいろ提案を受けております。その中での金額は出まして、その金額に基づいてということではないのですが、その金額を、さらにセカンドオピニオンという形でほかの企業に

も投げております。

ほかの企業からいただいた数値、先ほど最初に調査いただいた数字、次の企業からいただいた数字を見まして、さらに先ほど申し上げていますが、物価高騰とかあるので、やはりこのデータが出たときはまだ10月頃なのです、4月から調査をお願いしまして。ですから、まだまだ景気が見通せないというか、企業のほうも大変ということを知りましたので、物価高騰額を加味した上で3億6,000万円という数字を上げた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 7番は、小倉委員がかなり細かく聞いてくれたので、私も聞こうと思って、もうほとんど分かったのですけれども、1つだけ。

新型コロナウイルス感染症でコミュニティプラザの利用をしていただいて、その使用、何件で、どのくらい令和3年度はあったのですか。それが1つと。

あと、私がちょっと聞き間違ったら申し訳ないのですけれども、ちょっと教えてもらいたいののですけれども、屋外の照明のLED、防犯灯ではないですね。全体的な屋外のやつを10年かけてやるというふうでいいのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） お答えいたします。

令和3年度のコミュニティプラザの利用についてご説明したいと思います。利用者、6階と、あと地下1階でございますが、合計で6万5,013人が利用しております。その中で、一応去年のほうは、新型コロナウイルス感染症のほうの閉館時間というのがありましたけれども、その中で6万5,013人が使っている状況でございます。

LEDについてご説明したいと思います。LEDにつきましては、防犯灯、街路灯、公園灯、あとスポーツ照明施設。防犯灯につきましては、ほぼほぼつけ終わっているということは分かっています。

（「分かっているよね」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）終わっていますが、全部でないということなので、それについても、まだつけ終わっていないところをLEDに取り替えるというふうなことをお願いします。屋外について、既存にある施設についてはLED化をするというふうな事業でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 分かりました。コミュニティプラザ、部長も今やっている、ネーミングやっていますよね、募集ね。私も進めようかなと思っているのだけれども、あまりいいデータが出てこないの、ネーミング。この利用をしやすいうに、何かやっぱ1,000万円の年間委託しているの、利用者のことをちょっと考えていただいて、そうすればネーミングを私も考えようと思っているのです。お金がかかるのはいいです。スピカアセットメントマネジメントに1,000万円で委託しているの、しょうけれども、せつかくの施設ですので、ひとつよろしくをお願いします。

答弁は結構です。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 10ページの債務負担行為補正について、10番です。この照明灯、これについてちょっとお伺いします。

無料調査とおっしゃっていましたが、私は、そういう奇特なというか、そういう、大変な労力です、無料調査するということは。なぜ設計を組んで、設計費を支払って調査しなかったのか。それで、この無料調査というのは、どこで、どの業者が、何という業者がやっているのか教えてもらいたい。

それと、これはどこの場所に何基ぐらい設置予定なのか、具体的にそれを教えていただきたい。

それと、一番肝腎なところなのですが、なぜこれはリースなのですか。普通の防犯灯のように消耗品ですよ。いわゆる消耗品をリースでやると。極端に言ってしまうと、これは10年も長いリースですけれども、例えばの話、リース期間が終わったら、違う業者が、例えばの話、Aという業者がこれを受注して、Bという業者が10年後やったら、これを一回取り外して全部やり直すのですか。購入という考え方で、そういうあれが出なかったのかどうか。設置をです。

たしか今、地区、地区自治会にある防犯灯などというのは買っていますよね、1基幾らで。リースではないですよね。これはリースで1,240万円削減と言っていました、これは年間に直すと3,600万円ぐらいです。全然リースは合わないのではないですか、リース金額とこの差額が。やはりこの辺がどうもしっくりきません。

私が心配しているのは、例えば無料調査やります。プロポーザル、その業者も当然入ってくると思います。それで、幾らだか分からないなんていって、言い値になってしまうのではないですか、その無料調査やったところの。何でこういう、普通に、一般地元業者だというならば、調査費をかけて、そこも入札でやって調査させて、それででは積算してくれということで、その調査金額に基づいて入札を肅々と一般競争入札でやればよかったのではないですか。その辺、ちょっとしっくりくるように説明お願いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

なぜ無料調査を行ったかということにつきましてご説明したいと思います。こちらにつきましては、4月から調査をお願いしているということになっていますが、去年の2月、3月頃にそのようなお申出がございまして、こちらとしては予算を取っているところでしたが、やはり市内の全灯調査ということがございますので、それにつきまして総体的に判断したところ、無料調査というふうな判断に至ったことでございます。

どこかというふうな業者につきましては……

（「マスク取ったほうがいいわ。聞こえない」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）申し訳ございません。マスク取らせていただきます。ありがとうございます。

どこかで、業者でございしますが、アイリスオーヤマというふうな会社が調査をしているところでございます。

（「アイリスオーヤマって地元かよ」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）照明メーカーとかでございます。

（「分かるよ。有名な」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）なぜリースなのかということでご説明したいと思います。

リース契約につきましては、先ほど小倉委員に説明しましたが、もし直接工事した場合になりますと、自分たちでやった場合だと、その後また調査をして、その設計をして設置の工事ということで、それぞれしなくてはいけない、入札とか、いろいろしなくてはいけないことがございます。かつ3億6,000万円という金額でございますので、起債というふうなことも含めると、我々といましては、すぐに効果が出ますリース契約ということを考えておりました。

リースが終わったらどういうことになるかといいますと、10年間の間はリースのほうで所有権を持っております。その間の維持管理費用は、もちろんリース会社が持つような形になります。10年後につきましては、リースが終わりますので、所有権につきましては市のほうに行きます。

リースのLEDの性能につきましては、大体6万時間ということで統一されておまして、10年ではなくて15年とか、使わないところで、あまり使っていない電気のところは20年ぐらい使う形になります。球の交換性がなかなかないということなので、その後の維持管理につきまして市のほうに移ったとしても、10年たちまして、その後市の所有になりまして、市の維持管理になったとしても、その後すぐ球切れするとか、たくさんついているところはしょうがないと思いますけれども、街路灯とか防犯灯につきましては、ついている時間が長いので、それについてはあるかもしれませんが、それ以外につきましては、15年を大体目安に、ある意味つけっ放しというか、使用ができるということで、あまり壊れもしないということなので、そのようなことで考えてというところでリースの形にしました。また、リースというふうな手段を取っている自治体というのが結構多いということなので、そういう形にしました。

プロポーザルというふうなことににつきまして言いますと、やはりプロポーザルというのは提案を見ということなので、提案力につきましては、早期着工性、またその後の維持管理とかについての補修、あとはLEDについての材質についても見ますし、やはり今回球が多いということなので、それについての球の調達性も踏まえた上で、やはりリースというところで判断いたしました。

箇所数についてご説明したいと思います。すみません、遅れまして。防犯灯については、2,685基が上げられておりますが、そのうちの2,202基が設置済み、およそ483基がつける形になっております。道路灯につきましては469基ありますが、そのうち64基が設置済みなので、405基が設置する形になっております。公園灯につきましては112基ございますが、そのうち26基が設置済みでございます。また、協和支所の街路灯、あと公園墓地については11基、宮山の公園につきましては189基で、スポーツ照明灯、下館の野球場、協和のサッカー場、明野中央テニスコートにつきましては、415基を計上して交換をお願いするということでございます。

答弁は以上になります。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） まず、リースの説明を受けましたが、やっぱりしっくりきません。これは、購入だったら、どれぐらいのあれだったのですか、電灯。つまり壊れないと説明でおっしゃっていましたが、壊れないのですから、リースでなくてもよかったような気がするのです。購入でです。

それと、別に、無料調査をやって、仮に結果として、結果としてですね、これは別に分らないです、今からだから。結果として無料調査をやった業者が取るようなことがあったら、やっぱりおかしくないですか。こういう手法で、一応プロポーザル入札とはいっても、無料調査なんかを頼んで、そこに決めたと

なったら、やっぱりちょっと。

だって、これは電気屋ではないですよ。地元で電気屋はいっぱいいると思うのです。外注で、その下請やら孫請けは頼まれるかも知れないですけども、だって市の街灯は十分地元業者でやっているわけですから、手分けで。何でこんなにややこしいことをやっているのかなと。そこもちょっと分かるように。ただ、提案があったから、そこに一回無料調査をしたのだなどという、そんなあれではなくて、もっとメリッ的なもの。

まず、購入ではなぜ駄目だったのか、比較対象が全然分からないので、リースすればこのぐらい得だったとか、電気代はさっき出ましたけれども、その辺。購入でなぜ駄目だったのか。あと、なぜこういうふうな手法というか、入札に至るまで、こういうふうなやり方をやっているのかお伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

直接工事という形でやった場合につきましては、今の状況から考えますと、なかなか難しいと思うのですけれども、大体2億4,000万円とかという形にはなるかとは思われます。

（「購入ですか」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）全部の工事をした場合、購入というか直接工事をした場合。

ただし、先ほど申し上げましたように、電気料削減効果というふうなものがございます。多くの自治体につきましては、リース代につきましては、電気料の削減額を、減った分だけ、その分だけ、リース代が勝った分だけ、補うという形で取っている形が多いところでございます。電気代につきましては、先ほど申し上げましたけれども、約1,240万円が年間減になっております。これが10年だと1億2,400万円。

先ほど申し上げましたけれども、LEDの法定耐用年数、耐用できるという、使える年数というのは大体15年というふうに見ております。その金額につきましては、15年で掛けますと、大体1億8,500万円とか1億9,000万円とかというのが電気代の削減額、これは先ほど申し上げた4月現在のときの電気代ではじいたものでございます。これから電気代がどう確定するかはもちろんあるのかもしれませんが、今の情勢から言うとは削減効果は大きいと思われます。

先ほどLEDの無料調査をした会社がプロポーザル入札をして優先交渉権者に選ばれた場合はどうかということについてお尋ねになりましたけれども、プロポーザルにつきましては、幅広くというか、今回の灯数とか、工事とかいろいろ、スポーツ照明灯とかいろいろございますので、それを含めて、球を用意できる、すぐ着工できるということを踏まえた上でプロポーザル入札というのを考えておりますので、それについてやっている業者、リース会社というのは、先ほど申し上げたアイリスオーヤマだけではなく、国内の電気メーカーが照明灯を用意しますので、それにつきましては3社、4社、NECとか東芝とか、パナソニックとか、電気会社などが用意できるというふうなことなので、入札につきましては、そのようないろいろな方の、先ほど言った提案力について審査をして決めたいと思っております。

答弁につきましては……

○委員長（藤澤和成君） 山口財務部長。

○財務部長（山口信幸君） 今回のLEDでございますけれども、なぜリースにするかということですけども、今回は当然リース方式と直接工事費、どちらがいいかということで当然内部でも議論したわけですが、結果として今回のLED化というのは、一般の工事というものではなくて、先ほど

言ったように物品の調達という形になりますので、公共工事として設計するよりも、大手メーカーから直接物品の調達をするという形のほうが、当然民間活力というのを活用できますので、そしてそのほうが調査期間とかトータルコスト、それから一気に大量の照明機器、それも種類の違う多種多様の照明機器を調達しなければなりませんので、大手業者のほうが早いだろうと。早いというか、メリットがあるだろうというふうなことを判断させていただいたところでございます。実際に財政負担のほうも、実際リースにすることによって、資金の平準化、こういったものを考えられますので、リースにしたほうがいいのではないかというふうに考えたところでございます。

大手の民間企業者の物品の調達力、こういったものはかなりメリットがあるのかなというふうに考えています。大量で多式の、LEDも今回3,884基交換することになりますので、いろいろな機種があります。そういったものに臨機応変に対応していくのには、やはり大きいところで、メーカーでいろいろなものを作っていますので、そういったところから調達したほうがいいのではないかという考え方です。

あと、公共工事をやった場合に、改めて設計管理費とか、そのほかの管理ですね、工事の管理、こういったものも新たに加わってくるとなると、その工事費に対して何割という形で、そういったものもかかってきますので、そういったもののコストも、ある程度調査も含めてリースでやっていただけるということになれば、そのメリットも大きいかなと。

ただし、ここで条件をつけなくてはならないのは地元活用なのです。地元活用というのは、これは大切なことなので、設置及び維持管理については、地元事業者に行わせるというふうな内容で今後プロポーザルをやっていくというところで考えているところでございます。大手メーカーからは物品を調達しますが、設置関係は地元事業者、維持補修も、10年間の維持補修は地元事業者。

実際先ほど言ったように、10年間でLEDでは駄目にならないだろうということも想定すると、これは15年間、あと5年間か、つけて15年間活用するということで、トータルで計算すると、一番安い見積りでいった場合には、おおむね2億円ぐらいでできる見積りかもしれません。それに対して大体電気料の削減効果もやっぱり2億円ぐらいあるのではないかということで、相殺するとプラス・マイナス・ゼロで15年間、今の電気料の金額で15年間LEDとして使うことができるだろうというふうなことを想定しているというところでございます。

ここはやってみないと分からないのですが、これからまた電気料が上がっていくと、その差が大きくなりますので、そういう効果ももう少し大きくなるかなというふうには思うのですが、今現在想定されているのはそういうところです。

今回ちょっと債務負担行為の額が高いのではないかということなのですが、やっぱり1社入札、1社提案を避けるために、若干高めの、約1.5倍ぐらいの予定価格、限度額ですね、今回は設定させていただいているというところです。その中で、実際プロポーザルをやって提案を聞いて、安全に、そして確実に交換ができる、そういう事業者を選定して、それで最終的には契約額を決めていくというふうな形になるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） また苦言じみたことを言うてしまうかも知れませんが、メリット、メリットということを言っていましたが、これが本当に大手でなければできないような物品なのであれば、私もそう

は思わないのですが、恐らく早く調達できるといっても、例えば2万個とか2億個とかいうような数字なら別ですけども、たかだか二、三千球ですよ。ですから、下請で使うということをおっしゃっていますが、この入札の在り方にしても、地元活用とは言っていますが、結局下請でさせられてしまう。

また、リースで電気料との相殺が可能だということなのですが、だったら全部リースにすればいい。そんなにメリットがあるのだったら、全部リースにすればいいわけで、今ついている街灯もです。やはりちょっとこのリースというやり方は、どうなのかなということを。私の意見ですので、答弁は結構ですが、そういうところをちょっと。このプロポーザルも、ここの成り行きというか、注視していきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） やはり今のアイリスオーヤマの件について聞きたいのですが、課長も部長もメリットばかりだと並べて、流暢によく説明してくれました。感心しました。だけれども、最後の頃に地元を使うと言っているけれども、これは地元業者で十分間に合うのだ。何でアイリスオーヤマの、大手のそういう、引き込んで、なぜ。農業で言う地産地消という精神があるでしょう。とんでもない難しい工事とか、大手を使わなければ駄目だとかというのではなくて、電気の部分の器具でしょう。こんなものは地元の、これだけ筑西市にいる電気業者、十分間に合うのです。

それと、リース料というのは、リース料金でかかって、ずっと続くのです。同じようなことがあって、私は市長には言ったのですが、体育施設をやったでしょう。あれはどこだったか。アシックスか。

（「ミズノ」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）ミズノ、ミズノ。あれで、いろいろな不具合が起きて、替えましたよね。あれだって、私は今でも反対なのですが、使うのは大手が取って、何億円という契約をして、実際働くのは地元の方なのです。これも同じでしょう。アイリスオーヤマって。

アイリスオーヤマが無料でやっていて、ほかの業者に、あなた方プロポーザルで指名できますか。プロポーザルなどという言葉を使いながらやるけれども、もうこれはあなた方の出来上がったストーリーでしょう。心情的に考えて、無料でこれだけの調査をして、プロポーザルですと言って、アイリスオーヤマと同等のメーカーを呼んで、そうしましたら、ほかのメーカーだって、アイリスオーヤマに顔向けできないから、パスする、キャンセルするとか、そういう方法で、絶対これはアイリスオーヤマが取るのだ。

だから、今、品物を安く買えるとかなんとかというようなことを言っても、それは通常の今までのところでやってきても何ら問題はないでしょう。通常のやってきた器具の交換とか、LEDに替えることが、この機に来て、このときに来て、こうすることによって、これだけの差があるということを書いていないでしょう、だって。それがあるのなら、我々も耳を傾けるけれども、もうリースありきの説明だ、これは。

部長なんか、本当に専門用語を使いながら、聞いていると本当にすばらしい説明だけれども、よく考えてみたら、では一体地元これだけいる電気業者はどうするのだと。みんな上前取られてしまうのだ。これは電気業者に限らず、ほかの業者もあるけれども、それは別でいいのだけれども。

私は、これは反対だ。こんなに簡単に、無料に頼んでおけば何でもいくという、そこからストーリーをつくっているのだから。どうだい。

○委員長（藤澤和成君） 山口財務部長。

○財務部長（山口信幸君） 大変そのとおりかなというふうに思いますが、無理だからというよりも、今回は1社だけではなくて、2社から同じような形で、競争にするための見積りを取る、予定額を定めるために、1社だけではなく、さっきの、セカンドオピニオンと言っていますけれども、これはパナソニック系からも同じような形で取っています。

ですから、あくまでもアイリスオーヤマに限ったことではなくて、あくまでも参考として、どれだけの効果があるのか。先ほど1,240万円というふうな、月の削減効果が出ていますけれども、そういうようなものを、LED化した場合の影響というのはどんなものなのか、そういったものをある程度メーカーとして教えていただきたいということで、アイリスオーヤマに話はしましたが、セカンドオピニオンとしてパナソニック系でも同じように取っています。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私が言っていることと根本的に違うのは、大手ありきでしょう。パナソニックに出した。アイリスオーヤマに出した。私が言いたいのは、この電球、LED化になって、もうかなり時間もたっているし、今日この頃LEDに関心がある、使用している、工事をしているということは、もうとっくにやっているのだ。ここに来て、何でパナソニックとかアイリスオーヤマとかの話を聞き入れて、リースにしようとするのだということに私は疑問を感じているの。今までどおりの地元業者に工事を渡して、LEDを買わせて、それはつまり地元業者の育成と地元業者を守ることなの。何で大手にばかり行くのだということを私は言っているわけ。

だから、私は、このリースには反対です。リースしなくても十分です。LED化になっています。

○委員長（藤澤和成君） 山口財務部長。

○財務部長（山口信幸君） ご意見として参考にさせていただきたいと思いますが、当然物品を購入するというのは大手から購入しますので、今回は3,884基かもしれませんが、この後、第2弾であるのは多分公共施設、もっと大きい数字になってくるのかなと思います。そういったものを踏まえて、大量に、やっぱりいろいろな機種の違いを一度に調達できるというのは、やはり大手をうまく活用して物品は調達します。しかし、その工事関係とか維持補修は、地元業者にお願いするという方法のほうが効率的ではないかというようなことで判断をさせていただいたものでございます。

当然そうすると、リースですので、リース料金というのは大体18%から20%かかりますので、その分高くなりますが、10年間はそれに係る維持費はゼロということになりますし、当然費用対効果も考えさせていただいたところでございます。申し訳ございません。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 往々にしてリースというビジネスは負担が増すのです。車もそう。電気料もそう。今言ったように、大量発注でコストダウンできるというけれども、10年間でしょ。市全体のLEDの器具を一度に買うのではなくて、10年に割って買うのでしょうか。当然値段の値上がりとか値下がりもあると思う。その年間の計画を立てて年間につけるといって、そういう今までのパターンでやっても、何らおかしくないでしょう。だから、ここに来て、何でリースにして、何でアイリスオーヤマなのか。いろいろな、パナソニックや何かと言っていたら、普通は競争入札ということを我々は、今までは情報としてそうになっていた。

しかし、もう無料で、無料の指名をしておいて、プロポーザルなんて聞いたことがなかったから、だか

らここの委員も思うように、無料はないだろうと。ただほど高いものはないという格言があるけれども、だけれども、あなた方はただでやらせたのだ。やらせたのか、営業を受けたのか分からぬけれども、それは財務部で、これはやったことだと思うのだけれども、どうもその辺が私は納得いかない。だって、リースなんかしなくてもいいわけだもの。

リース、リース、はやってくると、行政不能、皆様方の仕事が少しずつ、少しずつ、少しずつ大分楽になってくるのではないの。いろいろなふうにはこれは波及して、これだけの、市民のためと言って一生懸命やっている、それは分かる、あれしているのは。でも、そうやってリースとか、第三者に任せるとかという、そういうことが流行じみているので、私は、電気の器具をつけたり何かするのを、1社に、ただで調査しましたから、いいでしょうみたいな話から入ってくるから、私は非常に危惧をしているので、答弁があったらどうぞ。もう3回目で、これ以上質問しません。

○委員長（藤澤和成君） 山口財務部長。

○財務部長（山口信幸君） ご指摘のただでやってもらうということよりも、まず今回は、全体的な予定額を決めるのと、それとあと電気料の削減効果、一つ一つのものによって何%削減できるというのがありますので、そういったトータルの経費を見るためのものとしてやりました。あくまでも参考意見であるということは当然言っておりますし、アイリスオーヤマが結果どうなるか分かりません。しかし、競争するためには、ある程度全体的な事業費を把握しなければなりませんので、基本的に見積りをもらったというような認識というような考え方でございます。

そして、できるだけ早く工事をしていったほうが、1か月に1,240万円削減できますので、大手から球の調達が早期に入ってくると、その工期、期間的に、基本的に早く済むのではないかというふうな判断しました。1か月で1,200万円ですから、2か月、3か月と遅れていくと、2,000万円、3,000万円という金額の電気料がかかってきますので、できるだけ早めにやるのには、大きいところからやって、工事もできるだけ早く進めてLED化をするということのほうが、効果があるだろうというふうに判断させていただいたところでございます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、収税課から説明をお願いします。

古宇田収税課長。

○収税課長（古宇田修一君） 収税課の古宇田です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、収税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。本件は、令和5年4月1日からの業務執行を要するため、令和4年度中に契約を行う必要があることから、収税課所管の3件について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

番号11、「市税コンビニ・スマートフォン収納委託」でございます。期間は令和5年度、限度額は570万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。この事業は、市税を毎日24時間コンビニエンスストアまたはスマートフォンにて納付可能にすることで、納税者の利便性の向上及び市税収納の確保を図るものを目的としております。

委託内容ですが、コンビニまたはスマートフォンで収納した市税の送金等を指定金融機関である株式会

社常陽銀行に委託するものでございます。

次に、番号12、「市税公金収納情報データ化委託」でございます。期間は令和5年度、限度額は435万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。この事業は、各種金融機関、市役所等で納付されました市税の情報を迅速かつ正確に把握することで、市民サービスの向上を図ることを目的としております。

委託内容は、市税の領収済み通知書データの読み取り及び書き込みデータ作成を指定金融機関である株式会社常陽銀行に委託するものでございます。

次に、番号13、「証明書（税証明）コンビニ交付委託」でございます。期間は令和5年度、限度額は7万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。この事業は、税証明をコンビニで交付可能にすることで、市民の利便性及び市民サービスの向上を図ることを目的としております。

委託内容でございますが、個人番号カード利用による申請において、専用回線を使用したネットワークによる税証明等のコンビニ交付を地方公共団体情報システム機構に委託するものでございます。

以上が収税課所管の説明でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第88号「筑西市手数料条例の一部改正について」、審査を願います。

市民課から説明を願います。

大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 市民課の大武です。どうぞよろしくお願いいたします。説明につきましては着座にてさせていただきます。

議案第88号「筑西市手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。住民基本台帳の一部が改正され、住民票の除票、戸籍の付票の除票が法律に明文化されたことに伴い、筑西市手数料条例の別表、住民票の項について、これまで住民票に準じて徴収していた手数料について、法律に明文化された新たな名称で追加し、併せて証明書の名称についても市民の皆様が分かりやすいように改めるものでございます。

2ページを御覧ください。上から、住民票の除票の写しの交付手数料1通250円、戸籍の付票の写しの手数料1通につき250円、戸籍の付票の除票の写しの交付手数料1通につき250円、2つ飛ばしまして、住民票の除票に記載した事項に関する証明手数料1通につき300円と4つの手数料を追加をし、また1ページの「住民票等」及び2ページの5段目、6段目、8段目、9段目について、証明書の種類、また名称を改めました。

また、現行の手数料には、住民票の写しについて、世帯員の人数により手数料加算を行う規定がありますが、単身世帯及び核家族の増加などの要因により、世帯の人数による手数料加算を行うことが少なくなっており、周辺自治体においても、世帯員の人数による加算を行っている自治体はなく、さらに本市の住

民票の写しのコンビニ交付においても、世帯員の人数による加算を行っていないことから、住民票等欄の人数による手数料加算について削除するものです。

なお、附則でございますが、この条例改正の施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

議案第88号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより議案第88号の採決をいたします。

議案第88号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について、審査を願います。

市民課から説明を願います。

大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 引き続きまして、ご説明させていただきます。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

最初に、10ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加、番号14、証明書（住民票、印鑑証明）コンビニ交付委託でございます。期間は令和5年度、限度額は467万4,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。証明書コンビニ交付委託は、証明書交付サービスにおける証明書交付センターの運営負担金と証明書発行のための委託手数料でございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳補助金、説明欄2、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金644万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

続きまして、28、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項3目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等、説明欄、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業644万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、現在マイナンバーカードの申請受付、交付事業に関しまして、マイナポイント事業やマイナンバーカードの健康保険証利用などにより、マイナンバーカードの申請、交付数が増加しておりますが、市民の中には、平日の窓口での申請、受け取りが困難な方もおり、休日や平日の閉庁後の時間帯に申請、受け取りを希望する方もいることから、臨時に休日の申請や交付窓口の開設、平日の交付時間の延長などを実施して対応しております。その結果、職員の時間外手当が不足することから、国庫支出金による歳入と同額を計上するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 29ページで、今ご説明がありましたけれども、休日や時間外対応ということで、本当に多忙なのだなというふうな印象がしたのですが、具体的に時間外、通常例えば残業時間が40時間だったらすけれども、このカード交付で何時間プラスになったということで、具体的に増えた休日や時間外についてお伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） お答えいたします。

どのぐらいというのは詳しくはないのですが、4月から8月までの時間外なのですが、大体6時間から10時間ぐらいということで、こちらがマイナンバーカードの交付とかに対応した分です。こちらが9月以降、9月なのですが、200時間、10月もやはり260時間、11月に関しても260時間と、委員の皆様もご存じのとおり、急にカード交付が増えているのですが、それに対応するために、やはり交付に関しても時間数がどうしても増えてしまいまして、この後も、先ほど申しましたように、市民の皆様のために、平日夜間や休日なども交付に充てたいと思いますので、今後も増えていくかなとは予想はしております。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 休日もやっているということなのですが、休日出勤した場合は、代休は取っているのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） お答えいたします。

基本は代休なのですが、同一週であれば時間外は丸々つかないのですが、同一週以外のときは0.25時間とか、つく可能性もありますので、なるべく同一週で取るようにはしているのですが、やはり平日窓口対応が多いとどうしても取れないときもありますので、その分も考えて計算しております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員、よろしいですか。

質疑を終結いたします。

次に、議案第89号「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について」、審査を願います。

環境課から説明を願います。

大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） 環境課の大木です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第89号「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について」 ご説明いたします。初めに、制定の経緯についてご説明いたします。

本市は、令和2年7月にゼロカーボンシティを宣言し、二酸化炭素排出量の削減を推進しており、再生可能エネルギーの普及促進は重要な課題であると認識しているところでございます。しかし、一方では、急増する太陽光発電設備に対して、市民から、景観や生活環境等の問題に対する不安の声が上がっている

のも現状でございます。こうしたことから、市民の生活環境を保全するため、太陽光発電設備の設置から撤去までのルールを明確化し、市が事業者などに対して適切な指導ができる体制を整える必要があると考え、新たにこの条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。1 ページを御覧ください。第1条では、本条例制定の目的を規定しております。

第2条では、本条例で使用する用語の定義について定めております。

2 ページの第3条から3 ページの第5条におきましては、市や事業者、土地所有者等の責務などについて定めております。

第6条及び第7条では、適用範囲及び抑制区域について定めており、対象施設の適用範囲は、発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合に適用するとしております。

第8条から4 ページの第11条におきまして、事前協議、地域住民等への説明や同意等などについて定めており、同意については、事業区域の土地所有者や隣接住民の同意を得なければならないとしております。

第12条から5 ページの第14条におきまして、設置事業の許可、許可の基準等及び変更の許可について定めております。

6 ページの第15条及び第16条では、工事着手及び完了の届出等について定めております。

第17条から7 ページの第21条におきまして、適正な維持管理、災害等の緊急時の対応、発電事業の廃止などについて定めております。

第22条から9 ページの第29条におきまして、報告の聴取、立入調査、指導及び助言、勧告、命令、公表、科料などについて定めており、発電設備設置許可事業者が正当な理由なく命令に従わない場合は、氏名、住所並びに命令の内容を公表できると定めております。さらに、命令違反した場合には、5 万円以下の科料を科すことができるとしております。

第30条では、土地所有者等に対する求めについて定めております。

第31条では、この条例の施行に関し、必要な事項については市規則で別に定めることを規定しております。

最後に、附則でございますが、第1項につきましては、条例の施行日は、令和5年7月1日からとするものでございます。

第2項につきましては、この条例の規定は、施行の日以後に設置事業に関わる工事に着手する太陽光発電設備について適用するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 質問します。

桜川市、結城市には条例があると思うのですが、条例ができてからと、できる前での太陽光発電の設置の状況、変化があるのかどうかということがあります。

それともう1つは、7年ぐらい前でしたか、鬼怒川が増水しまして、常総市の石下の若宮戸という地区があるのです。そこが自然堤防だったのですけれども、その自然堤防を太陽光発電業者が撤去して、太陽光パネルを設置したら越水してしまったのです。だから、そういう意味で、そういう痛恨な事例もありま

すので、その辺のところを踏まえて、条例ができるのと、できないのでの違いといいますか、その辺のところをご説明をお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

今委員がおっしゃられたように、桜川市とか結城市、下妻市のほうにも条例は制定してございます。それで、条例ができる前と、できた後でということで、市の担当者のほうに聞き取り調査を行いました。その結果、できる前と、できた後の比較でございますけれども、そこら辺のところはちょっと比較はできないということで、施行年度等もあるのでしょうし、その辺のところは理由があると思うのですが、比較はできないということでした。

補足で申し上げますと、桜川市、結城市、下妻市のそれぞれ太陽光発電設備の設置件数のほうを聞いてございますので、今から読み上げさせていただきます。桜川市ですけれども、施行日が令和3年12月なので、令和3年度の設置件数は70件、令和4年11月現在で78件あったようです。続きまして、結城市ですけれども、結城市は平成29年施行されまして、設置件数でございますけれども、毎年大体6件か7件程度の設置件数があるということでございました。あと、下妻市なので、下妻市のほうは令和4年1月に施行されまして、令和3年度は3件、令和4年度はゼロということでした。ただ、届出ゼロですが、相談には来ているという状況でございます。また、あくまでも市の、隣接市の担当者の主観でございまして、条例の制定による設置件数への影響はないと感じているとのことでした。

あと、景観ですか、今回本市の条例ですけれども、景観なんかも考慮しながら、そういったものも大切にしながら、こういった再生可能エネルギーというものも推進していくということで、本条例にもそういったことを内容に盛り込んでおります。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） この条例を今回議案に出していただきましたけれども、今までも大変できていますよね。石嶋委員とちょっと似ているのですけれども。それで、いろいろ問題があったというのも聞いているのです。そんな中で、今までは、市はどういう関与をしているのですか。これは県ですか。そこら辺のところをちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

今までなので、今まで茨城県のほうで、太陽光発電設備を設置するに当たってガイドラインのほうがありまして、それに基づきまして、市のほうも事業者のほうに指導等を行っていたところです。ですので、今回本市で条例を制定するのは、許可制なので、届出制ということで、県の条例に従って届出制で、こちらのほうで受け付けていくというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 今までは県でやっていて、今度、もし条例ができた場合は、市が窓口になるという、そういうふうに理解していいのですか。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

県のガイドライン、県でつくったガイドラインを基に、市のほうで指導していたということで、今後は市でつくったもので指導していくというふうなことでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 太陽光発電については、クリーンなやつ、電気の、そういう、今回のときなんか、建築でそういうのは分かるのですけれども、やっぱり今回太陽光発電の条例を議案として出た場合、いろいろ地域とのトラブルとか、周りの住民のトラブルとか、そういうやつを、今まではこの条例がなかったために、そういうトラブルとか、相談とか、そういうのは市としてはできなかったの。できなかったから、つくるといいますか。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

今まで市民の皆様から、いろいろな相談内容が来ていましたけれども、その内容につきましては、一応相談を受けまして、対応はしていたところなのですが、この条例をつくることによりまして、ちょっと強制力を持たせて、なかなか相談がうまく解決できなかったところを、この条例をつくりまして、そういった問題を解決すると、できればいいというような感じで、この条例をつくったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まず、第6条の出力の10キロワットという制限ですが、県のガイドラインでは50キロワット以上に適用となっています。なぜ市では、県のガイドラインを参考にせず、10キロワットとしたのか、その根拠をお願いします。

もう1点、第10条第2項、近隣の住民の同意というのは、議案質疑で小島議員も質問していましたが、このことについて、実は経済産業省の資源エネルギー庁の取りまとめの資料というのがありまして、12月5日に開催されたものなのですが、この中に、行政庁の許認可において、事業者の財産権や営業の自由の制約には、客観的な条件に基づき判断される公益上の理由が必要であり、地域の自治会合意や住民合意など、私人の同意を法律上の要件として事業実施の際に求めることは慎重であるべきとの意見が出されています。

そこで、慎重であるべきとなっていますが、この点について、住民同意については、どのように協議し、どんな意見があったのか。この点について、何回協議をしたのかをお願いします。

こういう住民同意にしたという法的な根拠、何かがあって住民同意を条例に盛り込んだのかご説明をお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長、答弁願います。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

まず、最初の質問なのですが、10キロワット以上に何でしたかという、その根拠なのですが、このところは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法なのですが、それによりまして、太陽光発電施設の廃棄費用の積立てが義務化されましたが、事業用太陽光発電として10キロワット以上を対象としていること、また本市の固定資産税の償却資産においても、個人が住宅用として設置した10キロワット以上の設備についても申告が必要というふうになっていまして、そ

ういったところから、本条例につきましても10キロワット以上ということで明記いたしましたところでございます。

なお、発電出力10キロワット未満の住宅用などに設置する施設などは、発電出力が低いというようなことから、周辺に与える影響が限定的ということで条例の適用外としたところでございます。

以上でございます。

続きまして、2番目の資源エネルギー庁から出ている合意の件なのですが、こちらのほうでもちょっと調べてみたのですが、ちょっと確認ができなかったのも、今小倉委員の話を聞いて、そういった話があったのかということ。

それで、この合意なのですが、慎重であるべきということで、住民同意について、それを決めるに当たって協議とかしたかということでしょうか。本条例につきまして、住民同意については、明確に明記しているわけなのですが、それに当たって協議したかということなのですが、一応本条例をつくるに当たりまして、私もいろいろ協議を重ねて、こういった規定はいいのかとか、こういったところは悪いのではないかと、いいのかと、そういった協議を重ねまして、やっぱり住民同意は必要だと。

それと、住民同意が必要なのは、事業地の隣接地ということで明記してあるのですが、市のほうに相談がある内容的には、やはり事業地の隣接地の方からの相談が9割以上だと思います。なので、この住民同意、隣接地の同意をいただいた上で事業をやっていただくということが大切なのではないかなということで、この住民同意については明記させていただいたところでございます。

あと、最後の法的根拠のことですかね。最後の3つ目の質問ですね。法的根拠のほうといいますと、私もそこら辺のところは……その辺のところですか、この間議案質疑でも小島議員が、産業廃棄物の法律のほうと照らし合わせて、いろいろ質問をされていたのですが、やはり産業廃棄物と同じぐらいの規制かということで質問のほうもあったのですが、やはり法的根拠的ものはないと思うのですが、これは基本的なところで、やはり地域住民の方からのそういった相談を解決するというのには、やはりある程度、一定の決まりを持って事業者の方にも設置していただくというふうなことも必要という観点から、こういった条例を制定したわけですが……でよろしいでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） まず、10キロワットについて、10キロワットとしたということですが、周辺環境に与える影響ということで10キロワットにしたということで、周辺環境に与える影響、10キロワット以上とキロワット以下でどういった影響が具体的にあったのか、お願いします。

また、もう1点、第10条第2項の住民同意について、先ほどの資源エネルギー庁、12月5日に出たものなので、この条例案が出た後に協議された内容と思われます。住民同意については、やはり慎重な判断が必要ということで、もう1度検討し直すべきではないかと思います。まして法的根拠がないとなれば、住民同意については、いま一度、このような意見も出ていることから、もう1度慎重に庁内で協議すべき案件ではないかと思いますが、その点についてはどうなのか見解をお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

まず、最初の10キロワット以上と未満、どのぐらい影響が違ってくるのかという質問ですが、やはり科学的な根拠というのは、私たちはそこら辺は分からないのですが、10キロワット以上と10キ

ロワット以下、数字的にやはり10キロワット以上のほうが事業用ということで、再生可能エネルギー法で事業用として認定しているということで、10キロワット以上は、ある程度の影響を周辺に及ぼす可能性があるというふうなことで考えてございます。10キロワット未満のほうは、やはり住宅用ということで定義されているということで、周辺に与える影響は限定的ということで、やはり10キロワット以上を定義づけた理由はそういうところがございます。

以上でございます。

あと、資源エネルギー庁で住民同意のことを出していると。慎重に対応しなくてはいけないということで、今後、この条例についても慎重にということなのですけれども、この住民同意については、近隣の市町村の中でも住民同意については明記してございます。そういうところで、そういった例も見習いながら、住民同意の明記もしたところも一つの理由でございますので。

あと、根本的には先ほども申しましたとおり、市民の皆様が迷惑しているということで、その辺のところを、市民の方の安心安全をやはり考えて、あと良好な市民生活を送れるようにということで本条例を制定したところでございます。

あくまでも業者を排除するような、そういった条例ではございませんので、その辺のところはご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひとみ君） では、近隣自治体で住民同意を条例に盛り込んである自治体があるということですが、その自治体がどこなのか。条例の施行後と施行前で業者がどれほど参入しているのか、参考にできる数字があればお願いします。

10キロワット以上の周辺に及ぼす影響ですが、だろうというのではなく、具体的に事例が実際にあったならば、10キロワットで規制を設けるべきかと思われますが、事業用か家庭用かの区別で、本当に10キロワットにしているのか、ちょっと疑問が持たれるところです。その辺のご説明をお願いしたいというのと、住民同意に関しては、廃棄物処理業者と同等の規制と伺っています。太陽光発電業者に対して、廃棄物処理業者と同等の規制を設けることが正しいのかについてもご説明をお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） お答えいたします。

まず、最初の質問の住民同意をどこの市町村で条例の中に入れているかということなのですが、こちらであくまでも把握している中なのですが、桜川市の住民同意、地域住民の方の同意をということで条例の中で盛り込んでございます。正確に言いますと、あと全部調べたわけではないのですが、内容まで、結城市のほうでもその同意に関わる規定が入っていると思われます。

失礼しました。結城市は入っていないということで、失礼いたしました。

あとは、近隣ではないのですが、あと県外のほうで、高山村という、群馬県のほうですか。あと、伊那市という、長野県、その他、数はまだかなりあるのですが、県内では桜川市だけということでもあります。

あと、その次の質問で、条例制定前と後で、業者がどれだけ変化というか、そういうふうなことということでよろしいのですかね。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○環境課長(大木孝仁君) (続) 先ほど近隣の状況と説明しましたがけれども、桜川市のほうで、この条例の施行が令和3年12月なのですけれども、令和3年度の設置件数が70件、令和4年度11月現在が78件という数字でございます。担当者の方から聞き取りもしたところ、届出は増えていると感じているというようなことも聞いております。

あと、10キロワットでいいのかというような話なのですけれども、やはり先ほどもご説明しましたとおり、事業用太陽光発電として10キロワット以上が積立て、廃棄費用積立ての義務化されたあれで10キロワット以上を規定しているということと、先ほどもお話ししたとおり、固定資産税の償却資産においても、個人が住宅用として設置した10キロワット以上の設置についても申告が必要だということ、あと10キロワット未満のは住宅用ということで、国のほうでもそこら辺の明確な規定がございまして、住宅用は、それで10キロワット未満ですと、住宅用と定義されているのですけれども、住宅用は維持管理に併せて、発電施設も適正に管理できるということもありまして、今回10キロワット以上というふうなことで明記させていただきました。

あと、近隣市町村なのですけれども、近隣市町村のほうでも、桜川市、結城市、下妻市も10キロワット以上というふうなことで、発電出力は本条例と同じということでございます。

(「どうした」と呼ぶ者あり)

○環境課長(大木孝仁君) (続) 失礼しました。廃棄物処理法と同等、同じでいいのかというようなことでしょうか。申し訳ございませんでした。住民同意における廃棄物処理事業と太陽光発電の取扱いでの比較でございますけれども、廃棄物処理施設設置につきましては、茨城県の廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領によりまして、その手続が定められております。その中で、住民の同意取得につきましては、処理施設の敷地境界から300メートル以内に居住する住民及び事業所、処理施設の敷地に隣接する土地の所有者、処理施設の排出等、排水を放流する水路等の管理者が対象となっております。

その一方で、本市の太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例案でございますけれども、こちらは同意取得の対象を事業区域に隣接する土地の所有者、事業区域に隣接する土地に依存する建築物等の所有者及び占有者としておりまして、廃棄物処理施設の設置に比べまして限定的で、最小限の範囲にとどめてございます。

こうしたことから、住民同意の規制に関しましては、同意を求めることについては同じなのですけれども、同意取得に対する範囲が、太陽光発電事業よりも廃棄物処理事業のほうがより厳しいものとなっていることから、一概に同じ取扱いではないと言えるのではないかと思います。

以上でございます。

○委員長(藤澤和成君) 質疑を終結いたします。

議案第89号について討論を願います。

小倉委員。

○委員(小倉ひとみ君) やはり12月5日に資源エネルギー庁から、住民同意は慎重であるべきとの意見も出ていることから、この条例の制定に関しては、住民同意を含め、もう少し慎重に協議すべき案件と思われます。また、筑西市ではゼロカーボンシティ宣言も行っており、今時代はカーボンニュートラルと言われている中で、そのことを考え、太陽光発電事業者に関しては、規制は必ず必要だと思われます。ただ、

その規制が、どういった規制が正しいのかは、もうちょっと協議して決めるべきではないかなと思われ
ます。今この案件には賛成しかねると思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決をいたします。

議案第89号「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について」、賛成者の挙
手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち市民環境部所管の補正予算に
ついて、審査を願います。

環境課から説明願います。

大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち環境課所
管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正でございます。初めに、番号15番、「公共用水域
等水質分析委託」、限度額211万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、茨
城県公共用水域水質測定計画に基づき、五行川、大谷川の常時監視業務と市内8河川の水質検査業務を委
託するものでございます。

次に、16番、「道路側溝清掃委託」、限度額1,916万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内
につきましては、自治会からの要望に基づき、市道の側溝清掃及び汚泥の処分を委託するものでござい
ます。

次に、17番、「一般ごみ収集運搬委託」、限度額1億3,669万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算
した額の範囲内につきましては、集積所に出されたごみの収集及び環境センターへの運搬業務を委託する
ものでございます。

次に、18番、「粗大ごみ個別収集運搬委託」、限度額163万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算し
た額の範囲内につきましては、集積所に出せない粗大ごみの戸別収集及び環境センターへの運搬業務を委
託するものでございます。

続きまして、11ページ、19番、「高齢者宅等ごみ収集運搬委託」、限度額591万円に消費税額及び地方消費
税額を加算した額の範囲内につきましては、高齢者等ごみ出し支援事業で、戸別に出された家庭系ごみの
収集及び環境センターへの運搬業務を委託するものでございます。

次に、20番、「資源ごみ収集運搬委託」、限度額7,722万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した
額の範囲内につきましては、リサイクルステーションに出された資源ごみの収集及び買取り業者への運搬
を委託するものでございます。

次に、21番、「違反ごみ収集運搬委託」、限度額447万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲
内につきましては、ごみ集積所に出された違反ごみや道路、公園などの公共区域に不法投棄された散乱ご
みの回収及び環境センターへの運搬業務を委託するものでございます。

以上が環境課所管の事項でございます。いずれの業務も新年度当初から業務委託を開始する必要があることから、今年度中に契約手続を行うため、債務負担行為の議会承認をお願いするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄40、自立・分散型エネルギー設備導入補助金20万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、市が実施する自立・分散型エネルギー設備導入補助事業に対し、県から補助金内示があったことから、この内示額に基づいて減額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出で説明いたします。

次に、32、33ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境保全総務費、説明欄、自立・分散型エネルギー設備導入補助事業30万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、二酸化炭素排出量の削減を少しでも促進するため、事業費を30万円増額し、事業拡充を図るものでございます。

なお、先ほど歳入で説明させていただきました、県からの補助金20万円の減額につきましては、減額分を一般財源に振替しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

次に、市民安全課から説明を願います。

金谷市民安全課長。

○市民安全課長（金谷多美子君） 市民安全課の金谷と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち市民安全課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目14防犯対策費、説明欄、防犯灯設置管理事業300万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、電気料金の高騰により、市が管理する防犯灯の電気料及び自治会が管理する防犯灯電気料補助金を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第92号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第92号について討論を願います。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 議案第92号の補正です。ごみ収集、また病院のドクターの招集のための寄附講座、さらには乳幼児の健康診断、命と健康との整備に係るような補正ですので、賛成はいたしますが、一言、債務負担行為の10番に苦言を呈したいと思います。

やはりそういう命と生命に関するようなことは反対いたしません、この議案第92号には賛成いたしますが、LED化、これは3億6,000万円ですか、通常であれば議会案件にかかってしまうような工事費を、やっぱりこれで認めるということは、もう議会案件にはかからないのだろうなという認識なのですが、やはり説明を聞いていると、まだまだしっくりくるようなことが、ちょっと疑問符がつくようなことが多いございます。以後、できれば単独でこういう議案を出していただいて、議会で議会案件としてやっていただく、そういったのが理想だったのではないのかなと思いつつも、入札がまだこれからだということでございますから、入札の経緯を注視し、その結果によっては、また議会で取り上げられるようなことが起きないように、慎重審議をしていただいて、プロポーザルにかけていただくことを望みます。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより議案第92号の採決をいたします。

議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部所管の審査を終了します。

執行部は退席を願います。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） これで総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時52分